

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

福井厚生年金 事案 214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年9月20日）及び資格取得日（昭和33年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和31年9月から32年9月までを8,000円、32年10月から33年9月までを9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和31年9月20日から33年10月1日まで
平成21年4月に社会保険事務所から送られてきた被保険者記録照会回答票を見たところ、昭和31年9月20日から33年10月1日までの間の厚生年金保険被保険者期間が漏れていた。

昭和31年6月に株式会社Aに入社し、34年10月末に会社が廃業するまでの間、同社に継続して勤務しており、31年ごろにB営業所が開設された以降は、同B営業所においてC業務やD業務を担当していた。

申立期間当時、給料は株式会社A本店から現金支給額を送金してもらっており、保険料も毎月控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおいて昭和31年6月10日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月20日に資格を喪失後、33年10月1日に同社において再度資格を取得しており、31年9月から33年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、株式会社Aの当時の役員は、「申立人は、昭和30年前半に入社し、その後、B営業所に配属となったが、会社が倒産した後も残務整理を

手伝ってくれた唯一の社員であった。会社が倒産する前に退職した者（7名）は、いずれも独立するなど自己都合により退社したが、申立人が途中退社や休職した事実は無く、間違い無く継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、株式会社A B営業所において、申立人と一緒に勤務していた同僚2名は、いずれも申立期間において被保険者記録は無いが、これら同僚について当時の役員は、「1名は、昭和33年ごろ入社し、1年程度しか勤務しておらず、会社倒産前に退社した。他の1名は、他の事業所を定年退職後に、当社の取締役を迎え入れた者であり、短期間の勤務であった。」と供述していることから、同社本店で資格を取得し継続して勤務した申立人とは勤務事情等が相違している。

さらに、株式会社A B営業所の勤務者に対する給与の支給について、前述の役員は「給与計算は本店で行い、B営業所の勤務者については、所得税など継続的・恒常的に控除すべきものを天引きし、現金支給額を3人分まとめて、B営業所の銀行口座に振り込んでいた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和31年9月から32年9月までを8,000円、32年10月から33年9月までを9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年9月から33年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 16 年 7 月支給の賞与支払明細書及びA株式会社が保有する賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与支払明細書及び賃金台帳から、29 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 7 月支給の賞与保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 66 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 16 年 7 月支給の賞与支払明細書及びA株式会社が保有する賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与支払明細書及び賃金台帳から、66 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 7 月支給の賞与保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年9月1日から36年4月1日まで
平成20年4月ごろに届いたねんきん特別便において、申立期間の加入記録が漏れていたため、社会保険事務所で確認したところ、当該期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和34年9月から36年3月までA株式会社B現場において、C課のD職として勤務していた。この間、会社から健康保険被保険者証をもらい、歯医者に通院した覚えがあるので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社E事業所における仕事内容やB現場の情景等について詳細に記憶していることから、申立人が当該E事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間当時、当該E事業所のC課に勤務していた従業員は、「C課に所属するD職のほとんどが臨時従業員であった。」と供述している。

また、A株式会社は、「申立期間当時、現地採用の従業員については、現地事業所の裁量にゆだねていた部分もあり、臨時従業員でも社会保険に加入していた者もいた。社会保険に加入していた従業員であれば、当社に人事記録が保存されているので、当社でも申立人に関して広範囲にわたって氏名及び勤務地からの検索等の確認作業を実施したが申立人の記録は確認できなかった。」旨供述している。

さらに、社会保険事務所が管理する当該E事業所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿から、申立期間当時、当該E事業所に勤務していた 14 名にアンケート調査を行ったが、申立人の勤務実態や勤務期間に係る供述は得られなかった。

加えて、申立期間について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月26日から24年3月ごろまで
私は、60歳の老齢年金裁定請求時にA株式会社における資格喪失日が昭和22年2月26日となっていることを初めて知った。
私は、A株式会社に昭和24年3月ごろまで勤務し、B部に所属しC業務に従事していた。在職中にもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格が昭和22年2月26日で喪失とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期にA株式会社を退職したと申し立てている同僚5名のうち4名については、申立人と同じ昭和22年に資格喪失している上、そのうち1名（昭和22年7月10日資格喪失）は、「申立人は私より早く退職した。」と供述している。

また、申立人が挙げた同僚50名の社会保険庁のオンライン記録をみると、いずれも申立人が厚生年金保険被保険者の資格を有していた期間に、被保険者の資格を取得している者であり、申立人が資格を喪失した昭和22年2月26日より後に、当該事業所で新規に資格を取得した者は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができないほか、当該事業所が昭和41年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、人事記録等の関連資料が無く、申立てに係る事実を確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。